

見積参考資料

工事名 普通河川長谷川河川改修工事(8-1)

- 1 本見積参考資料は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、請負契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本工事の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項 目	数値処理	単位 (円)
1. 施工代価表	1 円未満切り捨て	円止まり
2. 直接工事費	—	円止まり
3. 処分費等控除額	1 円未満切り捨て	円止まり
4. 共通仮設費積上げ分	—	円止まり
5. 共通仮設費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
6. 純工事費	—	円止まり
7. 現場管理費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
8. 工事原価	—	円止まり
9. 一般管理費等	工事価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
10. 工事価格	—	万円止まり
11. 消費税相当額	—	円止まり
12. 請負対象工事費	—	円止まり

3 積算条件

本工事は、下記の条件で積算を行っている。

- ① 資材単価適用年月 令和 8 年 6 月

「岡山市公共工事設計資材単価表」は、以下の方法で確認できます。

a)閲覧される場合

岡山市役所 本庁 2 階行政事務管理課情報公開室

b)ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページの「岡山市公共工事設計資材単価について」に掲載しております。

- ② 「土木工事市場単価」及び「土木工事標準単価」適用年月 令和 8 年 4 月

※ただし資材単価適用年月が「令和 8 年 5 月」以降のものは、一部の市場単価で令和 8 年 1 月を適用しているものがあるため、以下の方法で確認をお願いします。

a)閲覧される場合

岡山市役所 本庁 2 階行政事務管理課情報公開室

【岡山市 公共工事設計資材単価表 令和 8 年 5 月】に「土木工事市場単価及び土木工事標準単価の適用について」を掲載しております。

b)ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページに「土木工事市場単価及び土木工事標準単価の適用について」を掲載しております。

③ 積算基準書年版 **令和7年度** 土木工事標準積算基準書（岡山市）

閲覧される場合

岡山市役所 本庁2階行政事務管理課情報公開室

④ 間接工事費

土木工事標準積算基準書

間接工事費の工種区分	河川工事
間接工事費 の施工地域補正区分	☐ 市街地（DID補正） ☐ 一般交通影響有り（1） ☐ 一般交通影響有り（2） ☐ 山間僻地及び離島 ☒ 該当なし（補正なし）

⑤ 一般管理費等

前払金支出割合	35%を超えるもの
契約保証の方法	金銭的保証

上記積算条件は、当該工事の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。

4 仮設材質料積算条件

本工事は、下記の条件で仮設材質料の積算を行っている。

名 称	規 格	使用数量	供用日(月)数	使用回数
軽量鋼矢板	LSP-3A型 L=3.0m	2.4 t	69日	1回
敷鉄板	22×1219×2438	34枚	76日	1回

5 締切排水工積算条件

積算条件については、見積参考資料(2)に記載している。

6 その他

(1) 石積類取壊しは「令和7年度土木工事標準積算基準書 上巻」における掘削の歩掛を準用して積算を行っている。

(2) 石積類取壊し後、処分場までの運搬は「令和7年度土木工事標準積算基準書 上巻」における土砂等運搬の歩掛を準用して積算を行っている。

(3) 以下の施工歩掛については「土地改良工事積算基準（土木工事）令和7年度」を使用している。

- ・水替工（小口径）ポンプ設置・撤去工（施工 第0-0047号表）
- ・ポンプ運転（施工 第0-0048号表）
- ・運搬（伐開・除根・除草）（施工 第0-0058号表）

(4) 以下の施工歩掛については「下水道用設計標準歩掛表 令和7年度」を使用している。

- ・軽量鋼矢板バイブロハンマ打込工（施工 第0-0039号表）
- ・軽量鋼矢板バイブロハンマ引抜工（施工 第0-0042号表）

(5) 施工代価表第0-0027号ダンプトラック運搬（2t積級）は、令和7年度 治山林道必携 積算施工編 （一社）日本治山治水協会・日本林道協会を採用している。運搬材料が「コンクリート殻」の場合、1台当たり積載土量(q)は、アスファルト・コンクリート殻の(q)を準用する。

(6) 産業廃棄物処理税は共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率等の対象外である。また、産業廃棄物処理税を加えた工事価格が10,000円単位となるように、一般管理費等で調整している。

産業廃棄物処理税の単価は物価資料にて公表されている単価を消費税率で割り戻した価格の平均値の小数点以下を切り上げた単価を計上している。